最終更新日：2021年2月1日

株式会社プラザクリエイト本社
代表取締役社長 大島　康広
問合せ先：取締役経営本部長　黒部　一仁
証券コード：7502

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての意思決定及び責任体制に関する公平性、透明性、適法性を、株主並びに社会に対して明確化することであると認識し、重要な経営課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則（5項目）を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社中部写真	5,493,630	43.29
富士フイルム株式会社	2,259,000	17.80
ソフトバンク株式会社	1,350,000	10.64
株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	471,200	3.71
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.	358,300	2.82
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	350,000	2.76
徳力精工株式会社	120,000	0.95
大島康広	108,782	0.86
プラザクリエイト従業員持株会	95,435	0.75
株式会社浅沼商会	81,000	0.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村田　真一	弁護士											
林　公一	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田　真一	○	○	1995年４月　第二東京弁護士会登録 1995年４月　兼子・岩松法律事務所入所（現在に至る） 2012年６月　当社監査役 2015年３月　株式会社ＪＭＣ社外監査役（現任） 2015年６月　シュッピン株式会社社外取締役（現任） 2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	弁護士として法曹界における豊富な経験と法律の専門家としての見識から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断いたしております。 なお、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性・実効性を確保しております。

林　公一	○		1997年3月　公認会計士登録 2006年3月　株式会社アタックス･ビジネス･コンサルティング代表取締役社長（現任） 2008年3月　株式会社アタックス代表取締役（現任） 2008年4月　税理士登録 2010年6月　ＣＫＤ株式会社監査役（現任） 2013年6月　当社社外監査役 2018年6月　当社取締役（監査等委員）（現任）	公認会計士として豊富な経験と財務･会計の専門家としての見識から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断いたしております。なお、同氏が社員を務めるアタックス税理士法人と当社は税理士業務に関する顧問契約を締結しており、また、同氏が代表を務める株式会社アタックス･ビジネス･コンサルティングと当社は経営支援業務委託契約を締結しておりますが、いずれも林氏自身は当社を担当しておりません。それ以外の当社との人的関係、資本的関係等の重要な利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性･実効性の確保に努めております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役を置いておりません。

また監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置きますが、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び当社グループの内部監査を所管する内部監査室は、年度計画、監査結果等の定期的打合せを行い、連携を高めることとしております。
また、監査等委員会はコンプライアンス体制、リスク管理及び社内規程の内容とそれぞれの運用状況について、監査等委員の往査の結果や内部監査室と月例報告会における意見･情報交換等の連携を通じて、組織的な監査を実施しております。
会計監査については、会計監査人から監査計画及び監査実施状況の報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、年次賞与、ストックオプション等の業績連動報酬はなく、また、退職慰労金制度を廃止しており、月例給与（固定報酬）のみとなっております。その支給水準については、取締役および監査等委員の職務の内容および業績への貢献度に応じて算定する方針を取締役会で決定し ており、業績に応じた報酬も固定報酬に包含しております。　また、役員持株会等を通じた当社株式の保有により、企業価値の向上をより意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書に社内取締役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、連結会計年度ごとに業績等を考慮して取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査等委員である取締役が協議して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、監査等委員会の招集等を常勤取締役が行っております。また、取締役会の招集等は取締役会事務局が担当しており、取締役会の議案に関する事項など招集にあたっての資料を事前送付しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査等委員会制度を採用しており、本制度のもと当社の取締役会は、少数構成で機動的かつ効率的な意思決定を図っており、毎月1回の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催し、リスクの発見と未然の防止に取り組んでおります。監査等委員会は、取締役1名、社外取締役2名で構成され、毎月定期的に開催しております。また、各監査等委員は、毎月開催される定例の取締役会議に出席し、定期的に取締役から業務の執行状況の報告を受けております。
また、取締役会の下にＣＰ（コンプライアンス）＆ＲＭ（リスク管理）委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務め、事業リスクの種別ごとに各部会がリスクの評価を行うこととしております。
当社は、内部統制委員会事務局を中心に社内体制を構築し、内部監査室（1名）は、監査等設定委員とともに業務執行状況についての監査を行い、業務執行が管理規定及び決裁権限に定められた手順に従い行っているかチェックする体制をとっております。また、内部監査室及び監査等委員並びに会計監査人は、年間監査計画並びに監査業務報告等の定期的な会議を含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

当社の会計監査につきましては、東陽監査法人と契約しております。
継続監査期間 1年間
2020年3月期の監査内容は以下のとおりであります。
指定社員　業務執行社員　公認会計士　田中　章公
指定社員　業務執行社員　公認会計士　安達　博之
監査業務に係る補助者は、公認会計士7名とその他5名であります。
また、監査報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬額33,000千円であります。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。
当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び当社の規模・業務の特性等を勘案し、連結会計年度ごとに監査法人と協議して決定しております。

監査法人の異動
当社の監査法人は次のとおり異動しております。
第32期（連結・個別）有限責任監査法人トーマツ
第33期（連結・個別）東陽監査法人

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を2名選任しております。当社は、取締役会において、社外取締役による専門的かつ客観的な意見を取り入れており、業務執行における監査機能が有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月27日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用して実施しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（第2四半期及び決算期）証券アナリスト向けに決算説明会を開催しております。 最近の実施内容 2019年11月22日　2020年3月期第2四半期決算説明会 2020年5月29日　2020年3月期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.plazacreate.co.jp/ir-information/ (1) IRトピックス（有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料） (2) 年別IR資料 (3) 年月別IR資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営本部長が情報開示担当責任者に就き、経営本部内に情報開示担当者を置いております。 また、社長室内にIR担当窓口を設けております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「プラザクリエイトグループ行動憲章」を定め、当社グループが広く社会に有用な存在となるべく、法令等社会ルールの遵守と持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動するようすべての役員並びに従業員に啓蒙しております。 ・CP（コンプライアンス）＆RM（リスク管理）委員会規程、個人情報保護規程などの社内規程を設けております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	プリントショップにおいて店舗内照明のＬＥＤ化、及びDPE処理済み廃液のリサイクル活動を行っております。また、店舗で消耗する受付袋・写真整理袋などを環境に配慮した素材への切り替えを進めております。 「すべての人に働く機会を提供したい」、そのような思いから株式会社プラザクリエイトスタッフサービスを通じて、障害のある方に雇用機会を提供し、働く喜びを継続的に感じられる環境を目指し、取り組み続けてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高め、法令順守は当然として、開示規則等に該当しない情報につきましても、ステークホルダーにとって有用と判断した情報は、積極的かつ公平に開示していく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

1．当社及び当社の子会社から成る企業集団（「当社グループ」）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社代表取締役社長は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮･監督のもと『プラザクリエイトグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制の確立･維持向上に努める。

（2）当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

（3）当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

（4）当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督･監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループは、リスクマネジメントを行うため、当社代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

（2）「リスクマネジメント委員会」は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

（3）大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。

（2）当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うものとする。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、当社グループ企業全てに適用する行動指針として「企業行動憲章」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。

（2）当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。

6．当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。）。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7．当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益 な取扱を受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができるものとする。

（2）法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社内に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

8．その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

（2）当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

（3）当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

（4）当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき、会社法 399 条の 2 第 4 項に

基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に 評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決するとの基本姿勢を『プラザクリエイトグループ行動憲章』に定め、その周知徹底をはかるとともに、反社会的勢力排除のための仕組みの整備に努める。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

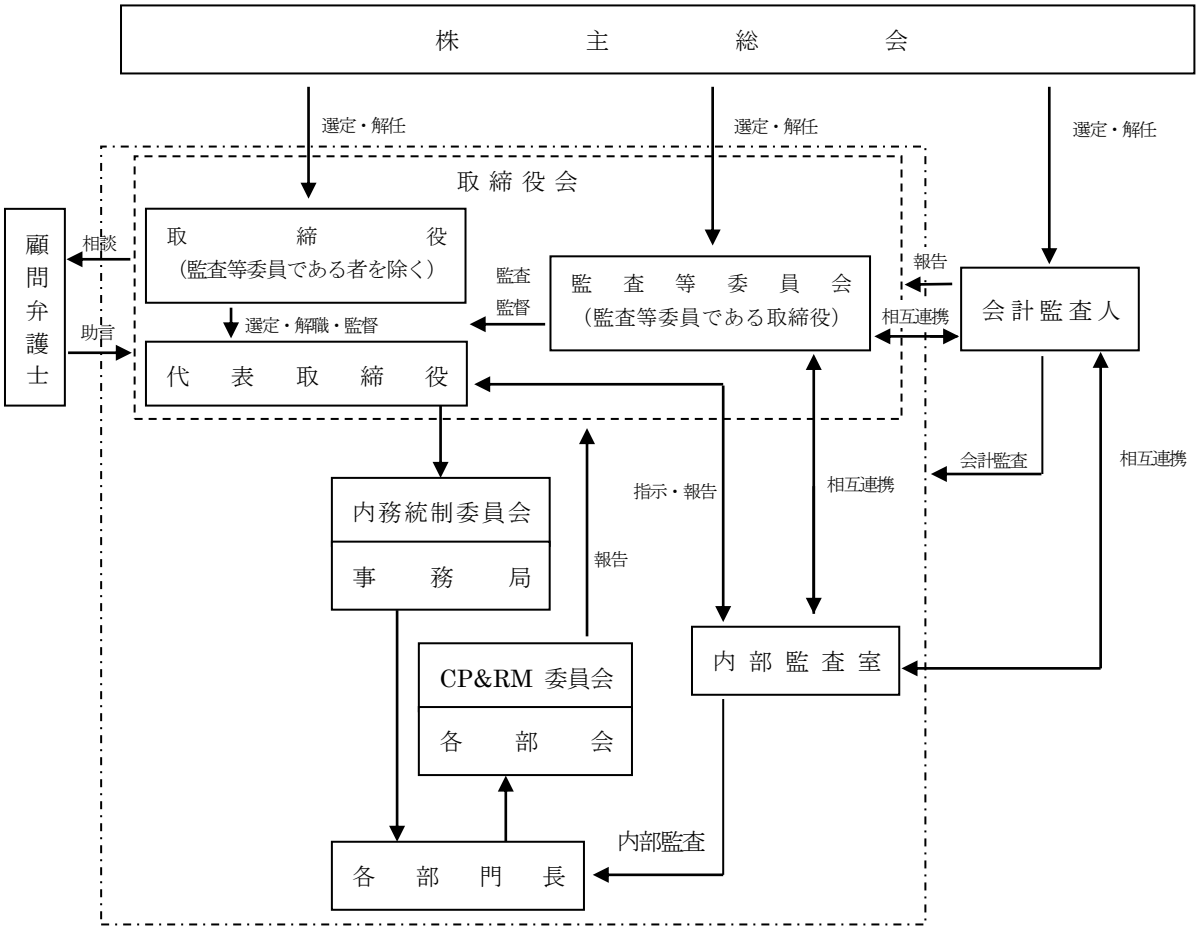
今後とも内部統制システム及びコーポレート･ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1．会社情報の適時開示に係る当社の基本方針
当社は、株主･投資家の皆様に適時、公平かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高めることを基本方針とし、各種法令及び東京証券取引所の定める規則に則り、適時、適切な情報開示に努めております。また、開示規則等に該当しない情報につきましても、株主･投資家の皆様にとって有用と判断した情報は、適切な方法により、積極的かつ公平に開示していく方針であります。

2．会社情報の適時開示に係る当社の社内体制
当社の適時開示は、経営本部長が情報開示担当責任者に就き、経営本部内に情報開示担当者を置いております。
決定事実につきましては、取締役会での付議議案提出の前に、情報開示担当者及び経理部において、適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、取締役会での決議後、情報開示担当役員の指示に基づき、情報開示担当者が開示手続きを行っております。
発生事実につきましては、各部署より事象が発生しましたら直ちに情報開示担当役員及び情報開示担当者並びに経理部に報告され、情報開示担当者及び経理部において、適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者にて開示手続きを行っております。
決算情報につきましては、経理部がとりまとめ、監査法人と協議の上、情報開示担当役員に報告され、情報開示担当役員が最終的な確認を行い、事前に経理部が適時開示事項のチェックを行うとともに、開示事項と該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者にて開示手続きを行っております。
また、上記の適時開示と同時に当社ホームページにおいても掲載し閲覧に供しております。

【参考資料：模式図】


株　主　総　会
選定・解任
選定・解任
選定・解任
取締役会
顧問弁護士
相談
助言
取　締　役
（監査等委員である者を除く）
選定・解職・監督
代　表　取　締　役
監査
監督
監　査　等　委　員　会
（監査等委員である取締役）
報告
相互連携
会計監査人
会計監査
相互連携
指示・報告
相互連携
報告
内務統制委員会
事　務　局
CP&RM 委員会
各　部　会
内　部　監　査　室
内部監査
各　部　門　長